

# 中小機構CEO商談会活用マニュアル【インドネシア基礎編】

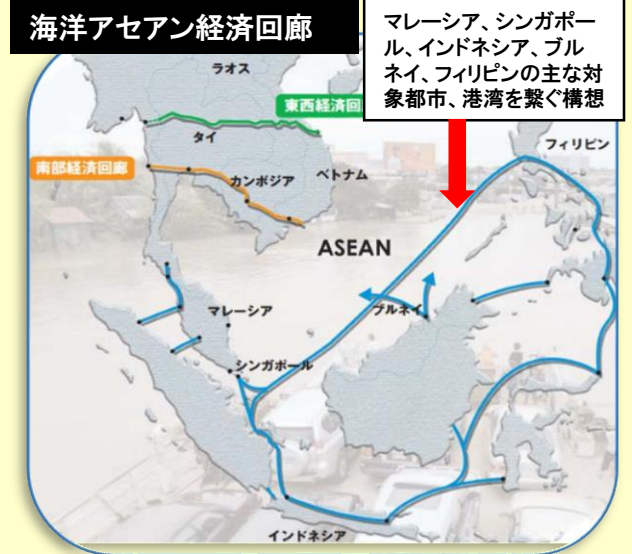
## 1 まずは基本情報を押さえましょう！

世界銀行とIMFは、2017年のインドネシア経済は、旺盛な内需の拡大などによって景気が上向き、5.3%成長になると予想している。(出所:「2017年の経済見通し」ジェトロ 海外調査部) <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/01/86316a1635568bc9.html>



面積	約189万 KM <sup>2</sup> (日本の約5倍)
人口(2016年)	2.58 億人
通貨(2017.6.29 時点)	1US\$/13,284ルピア 1円/ 118.36ルピア
気候	乾期:4月~10月 雨期:11月~3月
実質GDP成長率(2017年1~3月)	5.0%
GDP/人(名目)2017年1~3月	3,603US\$
消費者物価指数(2017年4月)	4.2%
外貨準備高(2017年4月)	1,200億US\$
失業率(2017年2月)	5.3%
ジャカルタ ジャバングラブ(2017年5月時点)会員企業数	651社
在留邦人数(2016年10月)	19,312 人

出所:外務省ほか  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html#section4>  
[http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/resources/pdf/info\\_asia\\_14\\_pdf012.pdf](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/resources/pdf/info_asia_14_pdf012.pdf)



マレーシア、シンガポール、インドネシア、ブルネイ、フィリピンの主な対象都市、港湾を繋ぐ構想



\*BBK(パタム島、ビンタン島、カリムン島):インドネシアで唯一の自由貿易地域。パタム島・ビンタン島は、実質的にシンガポール港内といえ、インドネシアで深刻なインフラ問題はあまりないようです\*

ジャカルタでの投資関連コスト		基本給(月額)	会社負担額(年間)	
賃金	製造業 一般工	310	5,397	
	製造業 技術者	472	8,059	
	製造業 マネージャー	1,035	17,128	
非製造業	非製造業 一般職	467	7,729	
	非製造業 マネージャー	1,183	19,719	
	13,370ルピア/US\$	US\$	US\$	
法定最低賃金	251US\$/月	2017年1/1よりジャカルタ特別州		
名目賃金上昇率	2014年/11.0% 2015年/10.6% 2016年/14.8%	(JKT特別州最低賃金アップ率)		
地価	工業団地 購入	180US\$/m <sup>2</sup>	GIIIC工業団地 VAT・土地収用税含まず)	
	工業団地 レンタル	年間67.32US\$/m <sup>2</sup>	GIIIC 管理費・税含まず、2年契約	
税制	法人所得税	25%		
	個人所得税MAX	30%		
	付加価値税	10%		
	ロイヤルティ送金課税	10%		

電気料金	産業用	0.08 US\$/kWh	200kVA以上
	一般用	0.10 US\$/kWh	2,200VAまで
水道料金	産業用(月額)	基本料金	5.18 US\$/M3
		使用量	0.94 US\$/M3
	一般用(月額)	基本料金	1.45 US\$/M3
		使用量	0.73 US\$/M3
ガス料金	産業用(月額)	0.33 US\$/M3	天然ガス
	一般用	0.80 US\$/kg	液化天然ガス LPG
輸送費	コンテナ輸送(40FT)	(対日輸出)	800 US\$
		(対日輸入)	2,000 US\$
		(対米輸出)	1,201 US\$
ガソリン	プレミアム	0.49 US\$/L	補助金無、オクタン価88
	セネタ48軽油	0.42 US\$/L	

(出所)ジェトロセンサー 2017.5月号

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

## インドネシアの貿易事情

出所:外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html>

1)貿易額	対日(億円) (財務省貿易統計)			対世界(US億\$) (インドネシア政府統計)		
	2014年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年
輸出	27,156	23,903	19,799	1,763	1,503	1,444
輸入	15,605	13,962	12,302	1,782	1,427	1,357

2)品目	対日 (財務省貿易統計)		対世界 (インドネシア政府統計)	
	輸出	輸入	輸出	輸入
輸出	金属鉱及びくず、天然ガス及び製造ガス、石炭、コークス及び練炭	脂肪・油・蠟(13%)、鉱物燃料・油(11%)、電子機器(6%)		
輸入	一般機械、電気機器、輸送用機器等	一般機械(18%)、電子機器(13%)、プラスチック・同製品(6%)		

3)インドネシアの貿易相手国 (2016年、インドネシア政府統計)	
輸出	①中国(11.6%)②アメリカ(11.2%) ③日本(11.1%)
輸入	①中国(22.7%)②シンガポール(10.7%)③日本(9.6%)
4)日本からの直接投資 (インドネシア投資調整庁、単位:US億\$)	
2013年	47.1
2014年	27.1
2015年	28.8
2016年	54.0

## 投資の留意事項 投資ネガティブリストの改定(大統領令2016年44号、5月18日から施行)

出所:[https://www.jetro.go.jp/ext/images/jfile/country/idn/invest\\_02/pdfs/idn7A010\\_kitei.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext/images/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/idn7A010_kitei.pdf)

外食産業の外資への100%開放のように日系企業に関心の高い業種が緩和されている。既に会社を設立している場合、株主総会での議決後に、外資側の出資比率を引き上げることができる。

外資出資の上限が100%となった業種	改定前(%)
映画(製作、配給、上映)	—
再生ゴム	—
通信販売・インターネット小売業 (現地中小企業との協業が条件)	—
冷凍倉庫業	33
スポーツセンター	49
レストラン、バー、カフェ	51
病院経営コンサル、臨床検査・健康診断	67
医薬品原料産業(既製薬は85%)	85
無害ゴミの処理	95
高速道路	95

このほか、モールの中に入っている400m<sup>2</sup>以上2,000m<sup>2</sup>未満のデパート業は新たに上限67%、製造業を伴わないディストリビューターは上限33%から67%に緩和された。製造業の現地法人が自社の製品を国内外で販売するのは従来どおり、問題ありません。

一方、建設業の出資比率は上限67%で従来どおりだが、工事金額最低金額が10億ルピアから500億ルピアに引き上げられた。

【個別ケースはBKPM(投資調整庁)で確認ください】

## 2 ビジネスには現地拠点が求められる！

現地状況のチェックはジャカルタの国際展示会で！

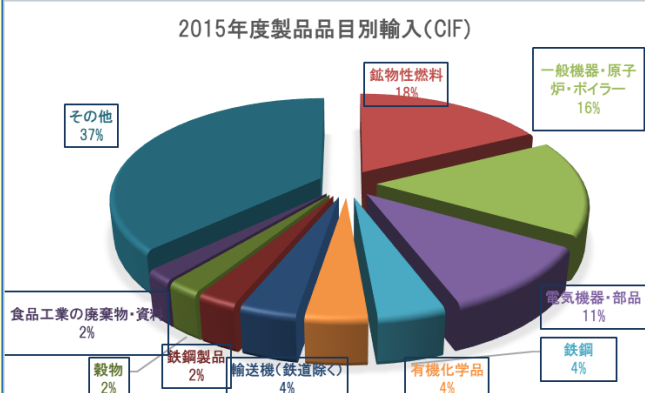
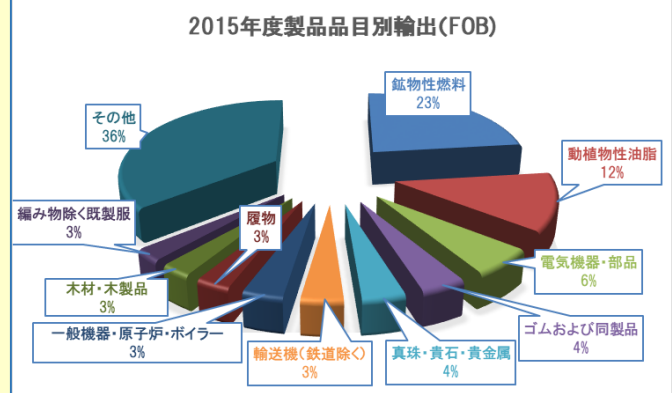
輸出でも現地拠点が有用です。営業、ショールーム、在庫機能、メンテ機能など現地パートナーにどこまで求めているのかを事前に研究しましょう。展示会はその格好の機会です。出所:世界の見本市・展示会情報(J-messe)

30th Indonesian International Hospital Expo	2017年10月18日~2017年10月21日
医療機器、測定・分析機器、医薬品、栄養補助食品、診断薬、診断機器、医療消耗品、縫合材料、病院設計・設備、医療家具、眼科用機器、コンタクトレンズ、眼科用品	
Manufacturing Indonesia 2017	2017年12月6日~12月9日
フルードパワー・システム、精密工具、計測・品質保証、エアパワー、駆動・制御、部品、構成品、部品、工場・アセットマネジメント、製造・加工オートメーション、工作機械、サービス。	
Indobuildtech Jakarta 2018	2018年5月2日~5月6日
建材・機器、ハードウェア&ツール、インテリア、壁材&装飾、装飾テキスタイル/材料、塗料&コーティング、照明&電気、ゲート&オートメーション、木材、ベニア&フローリング、ナチュラル&人造石、バスルーム&衛生陶器、セラミックタイル、屋根&クラッド、窓、ガラス、艶出し&ファサード、配管、パイプ、暖房&換気、エアコン。	

9th Indonesian International Bus, Truck & Component Exhibition 2018	2018年3月20日~3月22日
コーチ、バス、トラック、大型車・機器、特殊車、部品、コンポーネントおよびアクセサリ、燃料排出・環境保護用新技術、管理・ITシステム。	
The 7th Indonesia International Tyre and Rubber Industry Exhibition 2018	2018年3月20日~3月22日
農業車両、自転車、オートバイ、車、バス、トラック、ヘビィデューティ車両、航空機用タイヤ及び自動車。	
The 10th Indonesia International Auto Parts, Accessories and Equip Exhibition 2018	2018年3月20日~3月22日
自動車部品、技術、設備・タイヤ、バッテリー、工具、ホイール、デジタル・ソフトウェア・システム、カーオーディオ・ビデオ・システム、エンジン部品、その他関連製品およびサービス。	

(注)当商談会マニュアルは2017年7月末現在のものです。情報の正確性の確認・採否はおお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。

# ① インドネシアの輸出入



出所: [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/gtir/2016/pdf/08.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2016/pdf/08.pdf)

## 市場動向

### 【4輪のシェア】

- ①トヨタ(33%)、②ダイハツ(15.3%)、③ホンダ(13.2%)、④スズキ(12.8%)、⑤三菱(11.8%)⑥シボレー(8.0%)、⑦日産(4.5%)、⑧日野(2.4%)、⑨いすゞ(2.3%)、⑩フォード(1.0%)

### 【2輪のシェア】

- ①ホンダ(64.2%)、②ヤマハ(30.1%)、③スズキ(3.5%)、④カワサキ(2.0%)、⑤その他(0.1%)、

### 【家電普及率】

- テレビ:約70%  
冷蔵庫:約30%  
洗濯機:約10%

出所:各種報道資料より

# ② インドネシアへ輸出する際、小物・サンプルならここからスタートできます！



Date: 2014/05/13		Export Reference Number: EJ03464607JP			
Shipper/Exporter Company Name: 輸出者 Address: 輸出者 Country: JAPAN		Consignee/Importer Company Name: 輸入者 Address: 輸入者 Country: USA			
Terms of Sale(Incooter): CIF		Company Name: Same as Consignee			
Country of Origin of Goods: JAPAN		Address: 輸入者と同じ			
Country of Ultimate Destination: USA		Country: 輸入者と同じ			
Description of Goods	Quantity	Unit of Measurement	Unit Value	Currency	Total Value
具体的な商品名・型式等	1	pcs	3,600	JPY	3,600
運賃、運送保険、梱包費					
Sub Total					238,200
Grand Total					238,200

## 【WEB+国際宅配便+カード決済】

配送エリアやサービス条件、お客様のご意向などにより、ご賢察ください。

**国際宅配便【一例】**

<http://www.post.japanpost.jp/int/ems/>

<http://www.dhl.co.jp/>

<http://www.y-logi.com/>

配送状況を確認できる追跡サービスや付保できる損害賠償制度がありますので、ご確認ください。

EMSの場合:  
**サイズ制限**は、長さ:1.5M迄、長さ+胴回り3m迄  
**重量制限**は、最大重量30kg迄  
 インドネシア国内全域の場合  
 価格の目安:5kgで6,300円、10kgで10,500円、30kgで26,500円  
 日数の目安:4~6日

海外に現地法人を設立することなく、日本国内法人と決済代行業者との契約のみで外貨建ての**クレジットカード決済**の導入ができます。一般に、決済できる金額は1契約100万円迄です。

## 決済代行【一例】

**PayPal**  
<http://www.paypal.jp>

**J-PAYMENT**  
<http://www.j-payment.co.jp/>

**ZEUS**  
<http://www.cardservice.co.jp/>

**veritrans**  
<http://www.veritrans.co.jp/>

## 【チャージバック】のリスク(クレジット決済における「代金の強制差し戻し」のこと)

よくある理由は①商品が買い手の予想したものと異なる、②商品が届かない、などのようです。回避策として、①チャージバックの対応策に実績のある決済代行業者を選択、②保険付保、③商品を詳しく説明し写真も掲載、④支払いを実行した国と発送先の国が異なる場合は要注意、⑤買い手に最新情報を伝達(トラッキング番号や配送予定日)など、にご留意ください。

# 輸出する、まずその前の確認事項

(なお契約関係の知識は、下記 ③ お役に立つWEBサイト【貿易実務の知識】ををご覧ください)

## 経産省による規制対象の貨物・技術について

[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix\\_intro.html](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html)

輸出令及び貨物等省令のマトリクス

3の2. 生物兵器 / 赤字:平成29年1月7日より施行の改正箇所

外令及び貨物等省令のマトリクス

302. 生物兵器 / 赤字:平成29年1月7日より施行の改正箇所

## 1)インドネシアの主な輸入規制品目

- 【輸入禁止品目】**
- ・危険または有毒原料廃棄物・中古車・エビ
  - ・古着、繊維関連廃棄物・特定の魚
  - ・オゾン層破壊原料、伊国製モツツアレラチーズ
- 【輸入制限品目】**
- ・自動車関連47品目・潤滑油・電子/電気製品
  - ・ガラスシート・中古資本財・砂糖・塩・コメ 等

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/idn/trade\\_02/pdfs/idn2B010\\_imp\\_hinmoku.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/idn/trade_02/pdfs/idn2B010_imp_hinmoku.pdf)

## 3)インドネシアの知的財産権

**【商標】**出願日から10年間の保護。立体商標は登録不可。早期審査が認められた場合1ヶ月から3ヶ月程度で登録。

**【特許】**特許は出願日から20年間。審査請求期限は出願公開日から3年。同じく小特許(実用新案)と工業意匠は10年間。小特許審査請求期限は公開日から6ヶ月。出典:展示会の落とし穴近畿経済産業局発行

HSコードとは、「関税番号」のこと。機械類は、HS8400番台。どの品目番号に該当するかが輸入通関の時点でよく問題になります。

<http://www.customs.go.jp/yokohama/toukei/boueki/ata/2010-2.pdf>

## ③ お役に立つWEBサイト

**安全保障貿易管理**  
Export Control  
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/apply01.html>

**知的財産権**  
[www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/index.html](http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/index.html)

**通関業者をお探しの方へ**  
日本通関業連合会  
Japan Customs Brokers Association  
<http://tsukangvo.or.jp/se/arch/>

## 2)インドネシアの主な品質規格制度

輸入される消費者関連製品について、一定水準の品質と安全性を満たすことを義務付けた**SNI**制度が強化されており、輸入業者にもSNI証使用製品証明(SPPT-SNI)の取得が義務付けられている。

**【対象品目】**  
タイヤ、自動車用安全ガラス、ケーブル

出所: <https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-031209.html>

## 4)輸入者登録と輸入税制

インドネシアで輸入を行うものは商業省より製造業の場合、**API-P**(生産輸入業者登録)、商社等の場合、**API-U**(一般輸入業者登録)を取得する。また関税局にも輸入者登録(**NIK**)を行わなければならない。また、一部の品目の輸入には特殊輸入承認番号(**NPIK**)を取得する必要がある。

**【輸入関税】** 最必需品(0~10%)、必需品(10~40%)、一般品(50~70%)、贅沢品(上限200%)  
 課税基準は**CIF**または**CIP**価格。

**【付加価値税】** 一律10%  
 課税基準は**CIF**または**CIP**価格 + 関税額

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/idn/trade\\_03/pdfs/idn3J010\\_kanzeigainoshozei.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/idn/trade_03/pdfs/idn3J010_kanzeigainoshozei.pdf)

**【貿易実務の知識】**  
中小企業の海外販路開拓 出展戦略の築(お)い  
~はじめての一步から~  
<http://www.smri.go.jp/doc/tool/bouekizitsumuhan.pdf>

**【中小企業海外PL保険制度】**  
日本商工会議所  
The Japan Chamber of Commerce and Industry  
<http://www.jcci.or.jp/hoken/plkaigai.html>

**【経済連携協定EPAの知識】**  
動画で見る!  
特定原産地証明書  
申請手続き  
[www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/epa-douga/index.html](http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/epa-douga/index.html)

1 投資を考えるなら、まず国内でできることから...

1) 事前の確認事項

インドネシアへの進出の形態は？

- 【販売志向】  
①販売代理店、②駐在員事務所、  
③出資しての販売拠点
- 【生産志向】  
①委託生産、②駐在員事務所、  
③出資しての生産拠点

現地拠点設立には ①法人(独資or  
合併)、②駐在員事務所の方法があり  
ます。駐在員事務所様子を見て、  
実際に売上が上がる時機に法人に切  
り替えるのが一般的です。

	駐在員事務所	法人(株式会社)
営業活動	不可	可能
資本金	不要	必要
設立に要する期間	1-数ヶ月	数ヶ月~1年

駐在員事務所の主目的は、市場  
調査や法人設立準備なので、  
①直接取引/販売活動、  
②入札/契約締結/苦情処理  
③輸出入業務  
は禁止されています。また、駐在  
員事務所長はインドネシアに居住  
する必要があります。なお、駐在  
員事務所は、原則、申請すれば  
誰でも開設できます。

PT(Perseroan Terbatas)とは？

インドネシア会社法に基づく有限責  
任会社で、日本の株式会社と相当。  
外資規制があり、業種によって独資  
が不可能である場合はJV(合弁企  
業)を組む必要があります。

	独資	合併
資金負担(リスク)	多い	少ない
経営の自由度	大きい	少ない
事業立ち上げスピード	遅い	早い

以下の場合も合併が得策です。

- ①販路確保(現状の販路を利用した  
販売・営業活動)、②事業運営ノウ  
ハウ獲得(販売、生産、労務管理等地  
域性に即した運営)、③製造ノウハウ  
獲得(安い労働力を使った製造シス  
テムの適用等)

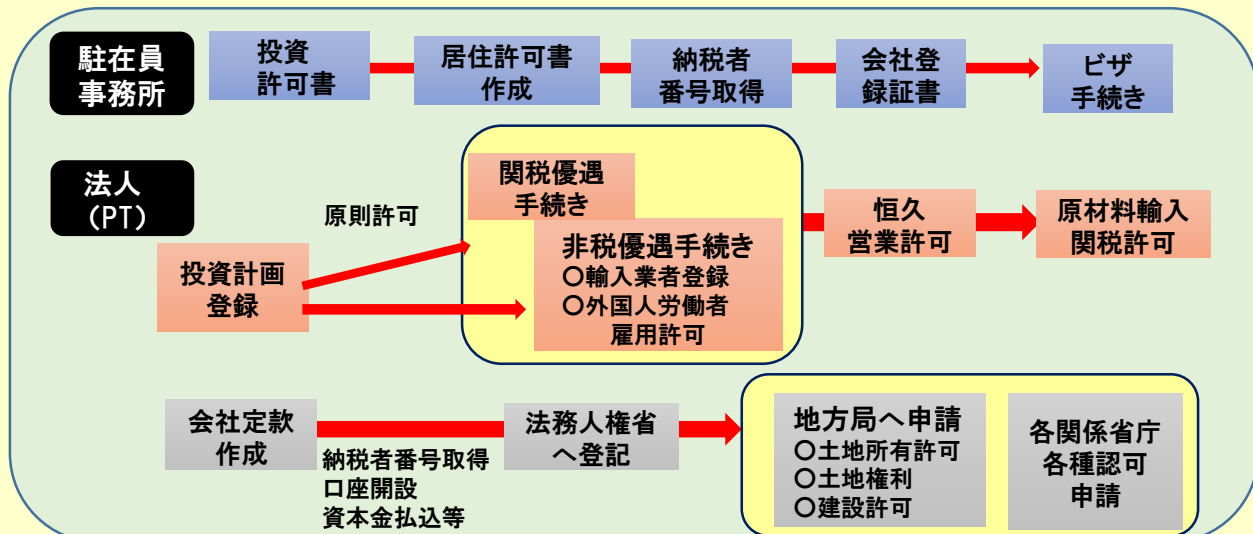
合併契約交渉に当たってのポイントは？

項目	内容
a 出資	出資額、割合、方法(現金、現物)
b 役割分担・責任範囲	設立手続き、事業運営
c 取締役会	取締役会議の頻度、運営方法
d 株式	譲渡制限、新株引受
e 契約条件	契約継続期間、契約破棄条件、準拠法
f 紛争解決	仲裁条項、仲裁場所、仲裁機関

- 【製造技術許諾及び技術援助契約】  
: 製造技術許諾の範囲など
- 【機器供給契約】: 供給範囲、価格及び納期など
- 【工場設計契約】: 設計範囲及び規格など
- 【人員派遣契約】: 派遣者の取扱及び供給など
- 【原料供給契約】: 供給範囲及び価格など

2) 投資手続き

PT(法人)の設立は2人以上の出資者が、公証人(Notaris)の認証した設立証書に基づいて行います。設立証書には、定款  
とその他の会社設立に関する情報を含まなければいけません。インドネシアの法務人権大臣によって設立証書が認証され、  
また当該会社に対する法務人権大臣からの設立許可が下りた日をもって初めて法人としての地位が確立します。



詳細は、JETRO「インドネシア 外国企業の会社設立手続き・必要書類 詳細」を参照ください  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/ifafile/country/idn/invest\\_09/pdfs/idn12A010\\_kaisvasetsuritsu.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/ifafile/country/idn/invest_09/pdfs/idn12A010_kaisvasetsuritsu.pdf)

【BKPM(インドネシア共和国投資調整庁)】: 大統領直轄の機関として投資に関する許認可と相談業務を行う部署。  
日本事務所: 〒100-0011 東京都千代田区千代田2-2-2 富国生命ビル16階 電話: 03-3500-3878 <http://www.bkpm-jpn.com/>

(注) 法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

2 インドネシアの投資事情

【特定業種・地域への投資優遇措置】

- (1) 所得税の恩恵を享受できる業種
- a. 全国統一分野: 70分野  
地熱発電、織物製造、石油精製、潤滑油精製、基礎無機化学  
品製造、医薬品原料製造、テレビ製造・組み立て、複写機製  
造、乾電池製造、家電製造、冷却器製造、発電設備製造等
- b. 特定地方分野: 73分野  
米作(パプア、カリマンタン、南スマトラ等)、  
漁業(北マルク、パプア、スラウェシ等)  
食用油製造(ジャワ以外)や砂糖製造(ジャワ以外)等

(2) 所得税の恩恵内容

- a. 投資額の30%までを、5%ずつ6年間所得控除できる
- b. 減価償却の加速(通常の2倍の償却費を計上できる)
- c. 海外への配当金に係わる源泉税率を10%に減税
- d. 繰越欠損金の繰り延べ期間を延長(条件1毎に1年間延長)
- 工業地帯/保税地区での新規投資
  - 5年間継続して500人以上のインドネシア労働者を雇用
  - 地域の経済/社会インフラに100億ルピア以上逃避
  - 商品の調査・開発に5年間で投資額の5%以上を投入
  - 投資後4年目から国内原料を70%以上を使用
- このほかにもさらに欠損金繰り延べ期間が延長される条件あり

(出所) [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/ifafile/country/idn/invest\\_03/pdfs/idn8B010\\_gaishiyugu.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/ifafile/country/idn/invest_03/pdfs/idn8B010_gaishiyugu.pdf)

投資ネガティブリストの改正

大統領令2016年44号、2016年5月18日から施行。

【背景】インドネシアでは中小零細企業、協同組合、国内の各種戦略的セクターの保護を強化してきた。  
例えば農業分野(5分野)での外資出資上限は30%。しかし、開発の加速には国内外からの投資活動が  
必要であり、またアセアン経済共同体(AEC)とのグローバル化への対応が求められた。  
トピックス: 通信販売及びインターネットによる小売業は、現地中小企業との協業を条件に上限100%

インフラ開発情報

【10 Existing Special Economic Zone (SEZ)】

ジャワ島はハイテク産業、労働集約型、消費財産業に注力しており、ジャワ島外は天然資源の加工産業に注力していま  
す。下図は政府が注力している10のSEZです。(出所: インドネシア国家開発計画庁)



税制	所得税(タックスホリデー、タックスアローワンス) ・輸入関税 ・付加価値税 ・奢侈(しゃし)品販売税 ・物品税
非税制	ネガティブリストの非適用 SEZ 入居企業に対して外資出資規制を定めたネ ガティブリスト規定は適用しないので、多くの業種 でも外資100%での出資が可能 「3時間投資ライセンス・サービス(123J)」の適用 投資初期承認、法人設立証書、就労に関する許可 をはじめとした九つの基本的な手続きを3時間以 内で優先的に取得できる。従来、最低投資総額 1,000億ルピアor雇用1,000人以上の投資家が享受 できるサービスであったが、適用範囲を SEZ 企業 に拡大 「ファストトラック建設(KLIK)」 工場の建設ライセンス取得完了以前に、建設工事 を同時 並行で可能とする工場稼働までの期間を短 縮化する便宜が付与される 注: SEZ によって具体的な恩恵は異なる (出所) ジェトロセンサー 2016.9月号

工業団地

製造業の場合、原則、工業  
団地に入居することを求め  
られます。空き土地の取得  
が困難になりつつある状  
況下で、レンタル工場の計画  
も進んでいます。

地域別工業団地、連絡先などは  
次のURLがお役に立ちます。  
入居日系企業もわかります!

<http://www.asean.or.jp/ja/asean/know/country/indonesia/invest/industrialstate/area01.html/>

1. Jakarta Industrial Estate Pulogadung	
工業団地名	Kawasan Industri Pulogadung
所在地	ジャカルタ首都圏 (DKI-Jakarta)
住所	Jl. Pulokambing No. 1, Kawasan Industri Pulogadung, Jakarta 13920
主要都市からの距離	ジャカルタから東へ15km
デベロッパー	PT JIEP (Pulogadung Industrial Estate)
連絡先電話番号/ FAX	+62 21 4600305/ +62 21 4600308
進出済み日系企業名	・ PT.Kadara-AR(アラコ): 自動車内装品 ・ PT.Kayaba (カヤバ工業) ・ PT.Kurita (栗田工業)、PT.Sanoh (三枝工業) ・ PT.DIC Astra Chemicals(大日本インキ化学工業) ・ PT.Dai Nippon Printing (大日本印刷)

(注) 当商談会マニュアルは2017年7月末現在のものです。情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考  
文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。